

## 第2回 出入国在留管理官署の収容施設における医療体制の強化に関する 有識者会議 議事要旨

### 1 日時

令和3年11月29日（月）午後1時から午後3時まで

### 2 場所

法務省地下1階共用会議室13

### 3 出席者（敬称略）

- (1) 出入国在留管理官署の収容施設における医療体制の強化に関する有識者会議  
坂元座長，大坪委員，木村委員，寺崎委員，渡辺委員
- (2) 出入国在留管理庁  
丸山出入国管理部長，宮尾警備課長，簾内改革推進PT事務局長，上田課  
付検事

### 4 議事要旨

矯正施設の医療について矯正医療関係者のヒアリング及び質疑を行った。その後、出入国在留管理庁から

- 第1回会議において委員から求めのあった、庁内・外部診療における被収容者に対する診断名、収容施設における医療用機器の使用頻度等
- 各官署で勤務する医療従事者から寄せられた
  - ・ コロナ禍においては、被収容者の数が減少しており、医師等の大きな不足はないように感じるが、被収容者が増加した場合には不足になりかねない
  - ・ 治療を継続してコントロールしたり、休日・夜間オンコール対応を担う常勤医師の確保が必要である
  - ・ （医師確保のためには）兼業の許可、手当等の待遇面の整備、ワークライフバランスへの配慮、定年延長の活用等が必要である
- 出入国在留管理官署における庁内診療体制強化、外部医療機関との連携に関する取組事例

について、それぞれ説明を行い、検討課題について委員による意見交換を行った。

委員から示された主な意見は、以下のとおりであった。

- (1) 常勤医師の配置等を通じた収容施設の庁内診療体制の強化について
  - 矯正局においては、矯正医官として働くことのメリットを効果的に宣伝するなどしており、このような矯正医官募集に関する広報等の取組は、大いに参考になるのではないか。入管庁においても医大での講義等で学生に働き掛けたり、入管収容施設における勤務のメリットを整理して積極的に

アピールするべきである。

- 矯正局のように、任期付き採用の制度やフレックスタイムを利用した勤務を支援するなどして、女性医師の活用を検討するべきである。
  - 現場の実情を踏まえると、一部官署で行っているような、医療従事者、処遇職員及び幹部職員が被収容者の診療に関して定期的に情報共有を行う取組は、医師の定着につながるため、全官署において積極的に実施するべきである。
  - 入管収容施設において提供されるべき医療の内容、指針を具体的に定めるべきである。それにより、庁内診療において、どこまで医療を提供すればよいのかが明確となるため、医師としても安心して勤務でき、医師の確保につながる。
  - 准看護師の資格を有する職員の活用・養成方法について検討するべきである。
- (2) 協定等を通じた、休日等を含めた外部の医療機関との連携体制の構築・強化について
- 外部の医療機関の協力を得るためには、入管庁において、積極的に複数の医療機関とコミュニケーションを取って信頼関係を構築する必要がある。パンフレットの作成、施設見学を行うなどして入管収容施設の現状、業務内容を広く知ってもらう機会を設ける努力をすることが必要である。
  - 外部の医療機関に対しては、繰り返し足を運び、入管収容施設から受け入れた患者の診療により問題が発生しなかったかということについても、積極的に確認しに行くなどすることで、行き違い等もなくなり、一層信頼関係が構築しやすくなる。
  - 外部の医療機関が被収容者の診療を引き受けることによるメリット、すなわち、入管庁側から医療機関に対して何か提供できることがないのか検討する必要があるのではないか。
  - 出入国在留管理官署の収容施設で提供すべき医療について一定の指針を具体的に定め、その範ちゅうを超えるものについては、外部の医療機関へ受診させるということを明確にすることができれば、外部の医療機関としてもどのような患者が送られてくるのかが容易に想定できるため、連携を進めやすくなるのではないか。
- (3) 必要な医療用機器の整備について
- 医療用機器については、現状の整備状況でも不足しているという印象はない。勤務する医師にとって専門外の使わない機器を導入することにならないようにするべきだろう。
  - 必要な機器は、結局、提供する医療の内容によって決まってくるので、どこまでの医療を提供するのかということも踏まえた整備が必要である。
  - 庁内においても継続的な点滴を実施するのであれば、点滴実施の禁忌となる電解質の異常等を把握するため、生化学検査を実施するための機器が必要となるのではないか。

- 分包機については、収容施設の規模、薬剤師の配置状況、店内で処方するのか、外部で処方された薬についても自前で分包する必要があるのかといった施設の実情を踏まえて検討すべきである。
- 店内で緊急で確認する必要がある場合に、自動血球計数器や血糖測定器は必要である。

以 上